

# 青森県報

第三千八百八十九号

平成二十二年  
一月二十二日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

保安林の指定予定……………(林政課)…一  
 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(水産振興課)…一

### 公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………(県民生活文化課)…二  
 特定漁港漁場整備事業計画の変更案の縦覧……………(漁港漁場整備課)…二  
 右 同……………( 同 )…二

### 選挙管理委員会

政治資金規正法による政治団体の名称等の公表……………(事務局)…三  
 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………( 同 )…三  
 政治資金規正法による政治団体の解散の届出……………( 同 )…四  
 政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出……………( 同 )…四

## 告 示

青森県告示第三十四号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成二十二年一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 保安林予定森林の所在場所  
十和田市大字洞内字梅山一の一三三
- 二 保安林指定の目的  
水源のかん養

### 三 指定施業要件

#### (一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

#### (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。

青森県告示第三十五号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成二十二年一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名(名称)	区	域	区	分
下北郡大間町大字奥戸字新釜七の四 佐々木 正徳	奥戸区域	奥戸漁業協同組合の地区	総トン数十トン未満の漁船により行われる漁業であつて、乙の地区の	
下北郡大間町大字奥戸字材木川目二六の一 和田 健一	奥戸区域	奥戸漁業協同組合の地区	総トン数十トン未満の漁船により行われる漁業であつて、乙の地区の	

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十二年一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十一年十二月二十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人青森県就労支援事業者機構

三 代表者の氏名

山口 幸宏

四 主たる事務所の所在地

青森市長島一丁目三の二八

五 定款に記載された目的

本機構は、犯罪者や非行少年（更生保護事業法第2条第2項各号に掲げる者をいう。以下「犯罪者等」という。）が善良な社会の一員として更生するためには、就職の機会を得て経済的に自立することが重要であることにかんがみ、青森県内において事業者の立場から犯罪者等の就労を支援し、犯罪者等が再び犯罪や非行に陥ることを防止することにより、犯罪者等の円滑な社会復帰と安全な地域社会の実現を図り、もって個人及び公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

大間町大字 奥戸字木村  
字八森、字木川目、字釜及ひ字材木  
の区域

者が行う漁業

特定漁港漁場整備事業計画の変更案の縦覧

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三十七号）第十七条第十項の規定により、横浜地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を変更したいので、同条第十一項において準用する同条第四項の規定により、公告し、当該特定漁港漁場整備事業計画の変更案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画の変更案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、県に対し意見書を提出することができる。

平成二十二年一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

横浜地区特定漁港漁場整備事業計画の変更案

二 縦覧場所

青森県農林水産部水産局漁港漁場整備課及び横浜町産業建設課

三 縦覧期間

平成二十二年一月二十二日から同年二月十日まで

四 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時三十分まで

ただし、横浜町産業建設課にあつては、その執務時間内とする。

特定漁港漁場整備事業計画の変更案の縦覧

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三十七号）第十七条第十項の規定により、奥戸地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を変更したいので、同条第十一項において準用する同条第四項の規定により、公告し、当該特定漁港漁場整備事業計画の変更案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画の変更案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、県に対し意見書を提出することができる。

平成二十二年一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

奥戸地区特定漁港漁場整備事業計画の変更案

二 縦覧場所

青森県農林水産部水産局漁港漁場整備課及び大間町産業振興課

三 縦覧期間

平成二十二年一月二十二日から同年二月十日まで

四 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時三十分まで

ただし、大間町産業振興課にあつては、その執務時間内とする。

### 選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあつた政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十二年一月二十二日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政党以外の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
南部あきひろ青森県後援会	盛 貢	三浦 則昭	青森市本町二の六の一九	平成二・三・二七
竹山美虎後援会	市川 仁	市川 仁	青森市港町二の二の一九	二・三・三九
成田隆後援会	松林 義光	西館 芳信	上北郡おいらせ町阿光坊一〇六の一三	二・三・三三

青森県選挙管理委員会告示第五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項後段の規定により告示する。

平成二十二年一月二十二日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称	異動事項		届出年月日
	新	旧	
自由民主党むつ市支部	代表者 柳谷 謙	中新 鐵男	平成二・三・二
自由民主党青森県第一選挙区支部	主たる事務所の所在地 青森市大字浜田字豊田一四八の六	青森市本町一の二の二一	二・三・二七
民主党青森県五所川原市支部	代表者 津島 淳	津島 雄二	二・三・二七
民主党青森県参議院選挙区第2総支部	代表者 今 昭美	寺田 春勝	二・三・二六
自由民主党青森県電気通信支部	代表者 花田 磐	波多野 泰史	二・三・二七
自由民主党むつ市支部	代表者 桜庭 達二	須郷 政義	二・三・二五
自由民主党むつ市支部	代表者 信原 弘	須郷 政義	二・三・二六

政党以外の政治団体

青森県選挙管理委員会告示第六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十二年一月二十二日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政党以外の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
税理士による「津島雄二」青森後援会	平成三・三・一〇	平成三・三・一五
なかにし修二後援会	三・三・一五	三・三・三三
ふじの公孝青森県陸運関係後援会	三・三・一七	三・三・一五
南部あきひろ青森県後援会	三・三・一六	三・三・一六
畑中肇とみんなの会	三・三・一〇	三・三・一六

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
滝沢求後援会	会計責任者	野月 法文	田幸 章	平成三・三・一七
東條昭彦後援会	代表者	太田 豊	大川 宏紀	三・三・一七
大川喜代治後援会	会計責任者	八木橋 毅	水木 貞	三・三・一八
竹内亮一後援会	主たる事務所の所在地	上北郡東北町大字大浦字東道の上二	上北郡東北町上北南二の三二の七九	三・三・一五
三村正太郎後援会	主たる事務所の所在地	上北郡おいらせ町上前田一〇〇の一	上北郡おいらせ町東後谷地六六の三	三・三・三三

青森県選挙管理委員会告示第七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成二十二年一月二十二日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

届出者の氏名（公職の種類）	資金管理団体の名称	異動事項	届出年月日
鹿内博（青森市長）	鹿内ひろし後援会	公職の種類	平成三・三・一六
		青森市長	新
		青森県議会議員	旧

（発行所・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号 青森県

（印刷所・販売人）  
青森市第一問屋町三丁目番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭